

令和3年度 全体事業計画

※ゴシック箇所が令和2年度からの変更点

1. 特別委員会等における事業推進

(1) 組織基盤強化委員会

引続き、会員増強対策の推進並びに一般社団法人として新たな事業の研究を行うとともに、新型コロナウイルス感染状況が会員へ与える影響等を鑑みた組織運営をしていく。

(2) 基本方策対応特別委員会

人材の確保・育成として、社会保険加入を含めた建設技能者の更なる処遇改善の取り組みである建設キャリアアップシステム（CCUS）の普及・促進に努めるほか、今後も「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」に参画し、諸課題に対応する。

(3) 登録建設塗装基幹技能者認定講習委員会

一般公募による認定講習会の開催並びに資格取得後5年を経過する者に対し、更新講習会を開催する。

(4) 住宅リフォーム事業者団体登録制度協議会

住宅リフォーム事業者団体登録制度に基づき、会員の資質向上に努め信頼される総合仕上工事業への展開を図る。そのためにリフォーム工事実態調査を実施し、必要に応じ指導、情報提供を行う。併せて国土交通大臣登録の更新対応を行う。

株式会社住宅あんしん保証と提携した取次ぎ業務に基づき「認定品質大規模修繕瑕疵保険・リフォーム工事瑕疵保険」制度の周知に努める。

(5) 全国建築塗装技能競技大会改革検討委員会

第27回（令和5年度）大会は、競技課題や参加選手数について、北陸ブロック、技能委員会および改革検討委員会で密に連携し協議した上で開催を目指す。第28回（令和7年度）以降については、委員会内にて開催地の選定を含め、運営に対しての人員の確保や組織体系、運営マニュアルの作成などを継続的に協議する。

(6) 合同慰霊碑運営委員会

合同慰霊碑への秋、春の彼岸供養をはじめ、令和3年6月15日に横浜市・青木山本覚寺にて全国塗装業界物故者合同供養式を執り行う。

(7) 安全環境普及協議会

塗装工事業界の労働災害防止、環境汚染防止に向けて推進する。

(8) 耐火塗料塗装施工技術協会

登録会員企業に対し、施工実績調査を続けるとともに研修会の開催並びに資格取得後5年を経過する者に対し、更新講習を開催する。

(9) 特定技能外国人受入れ準備検討委員会

特定技能外国人の受け入れについては、建設塗装職種の追加に向け関係省庁・機関と連携するとともに、受入希望する会員で構成する協会の設立に向け諸課題を整理・検討していく。

(10) 特定技能外国人雇用事業者協会（仮称）

特定技能外国人を雇用する会員企業の受入れ負担金収納代行業務および海外での建設塗装技能評価試験の実施および訓練について一般社団法人建設技能人材機構と連携し対応に当たる。

2. 建設業務労働者就業機会確保事業

北海道支部より、今後は現在の送出国員企業6社を含め「更新しない」との意向が示されたことから、厚生労働省の更新時期である令和3年9月までに、本事業の廃止手続きを行う。

3. 会議・行事予定等

(1) 第62回定時総会

日程：令和3年5月27日（木）

会場：東京都・塗装会館2階会議室〔開催地：大分県より変更〕

第47回全国大会（大分県） 中止

(2) 令和3年度受章者合同祝賀会

日程：令和3年12月15日（水）

会場：東京・ホテルニューオータニ（予定）

(3) 各会議の開催

1) 理事会	第238回～第239回	(2回開催)
2) 監事会	第86回、第87回	(2回開催)
3) 正副会長会議	第448回～第458回	(11回開催)
4) 常任理事会	第400回～第411回	(12回開催)
5) 六委員長連絡会議	第290回～第300回	(11回開催)
6) 全国ブロック理事会	第85回～第89回	(4回開催)
7) 全国支部長会	第99回、第100回	(2回開催)
8) 表彰審査部会	第49回	(1回開催)